

女真文字談義 (3)  
—遼朝と金朝の契丹文字—

吉池孝一

解説が必要な、東アジアの“文字と言語”、に関心を持つ学生と教員の対話です。登場人物の設定は次のとおりです。

佐藤久美<sup>さとうくみ</sup>：学生。歴史一般に関心がある。

山村健一<sup>やまむらけんいち</sup>：学生。入門段階のいろいろな言葉の学習を趣味としている。

安井教授<sup>やすい</sup>：漢文の教員。いろいろな文字に関心がある。学生とともに金朝の言葉と文字の勉強をはじめた。

〈第3回目〉

安井教授：第1回目は簡略な言語地図によってツングース語が分布する地域を確認しました。第2回目はツングース語とはどのようなものかということを確認しました。今回は金朝<sup>きんちょう</sup>の文字について話し合ひましょう。

佐藤久美：金朝の文字というと女真文字<sup>じょしん</sup>ですね。

安井教授：女真文字のほかに契丹文字<sup>きつたん</sup>も使われました。もちろん漢字も使われましたが。

《金朝<sup>きんちょう</sup>の文字と言語》

安井教授：まずは金朝建国（1115年）の直前の様子を歴史地図でみてみましょう。ここに『中国歴史地図集』<sup>ちんごくれきしちずしゅう</sup>（譚其驤主編、上海：地図出版社、1982年）があります。第六冊目「遼北宋時期全図」によって、1111年の状況を図示します。



山村健一：遼の勢力範囲の東のはずれに女真（女直）があります。

佐藤久美：遼朝では920年に契丹大字（表意主体）がつくられ<sup>1</sup>、924年もしくは925年に契丹小字（表音主体）が作られて使用されました<sup>2</sup>。遼朝支配下の女真にあっても、契丹文字で書かれた契丹語を使用せざるをえなかったでしょう。

安井教授：金の建国の後も契丹文字は使用されたくらいですからね。

山村健一：金建国後も契丹文字が使用された、とはどういうことでしょうか。

安井教授：金の建国は1115年ですが、その後、第6代皇帝章宗<sup>しやうそう</sup>の1191年に、契丹文字を廃止する命令が前後二度（四月と十二月）にわたって出されました<sup>3</sup>。ですから、それまでは公式に契丹文字が使われていたこととなります。

佐藤久美：契丹文字を使い続けたということですが、万葉仮名（漢字）を使って日本語を書いたように、契丹文字をつかって女真語を書いたのでしょうか。

安井教授：そうではなくて、契丹文字で書いた契丹語をもちいたのです。

佐藤久美：かつて日本人が漢字・漢文をもちいて公式文書を書いたように、女真人は、自分たちの言いたいことを、契丹文字・契丹語を使って表現したということですね。

安井教授：そのとおりです。

山村健一：契丹文字は金朝の1191年まで使用されたわけですが、そうしますと、金朝で女真文字がつくられたのは、契丹文字が廃止された1191年以降となるのでしょうか。

安井教授：そうではないのです。『金史』によると、太祖阿骨打<sup>あぐた</sup>の天輔三年（1119）八月に女真大字<sup>じょしんだいたいど</sup>が公布され<sup>4</sup>、第3代皇帝熙宗<sup>きそう</sup>の天眷元年（1138）に女真小字<sup>じょしんしょうじ</sup>が公布されたとあります<sup>5</sup>。

山村健一：女真大字と女真小字にはどのような違いがあるのでしょうか。契丹大字（表意主体）と契丹小字（表音主体）の場合は文字体系を異にするものとして二種類現存するのですが、女真大字と女真小字も同様に、異なる文字体系のものとし

---

1 『遼史』巻二「本紀」に「五年（920）春正月乙丑始製契丹大字、……九月……壬寅大字成、詔頒行之。」とある。

2 『遼史』巻六十四「皇子表」に「回鶻使至、無能通其語者。太后謂太祖曰、迭剌聰敏可使。遣迓之。相從二旬、能習其言與書、因制契丹小字、數少而該貫。」とある。その作成時期について、白鳥庫吉(1898)「契丹女真西夏文字考」（『史学雑誌』第九編第十一・十二号。『白鳥庫吉全集 第五卷 塞外民族史研究 下』（岩波書店、1970年）所収）は、ウイグルの使者の来貢年より推し天贊三年（924）か天贊四年（925）とする。

3 『金史』巻九章宗紀による。金章宗の明昌二年（1191）四月に「諭有司、自今女直字直譯爲漢字、國史院專寫契丹字者罷之。」とあり、同年十二月に「詔罷契丹字」とある。

4 『金史』巻七十三「完顔希尹」の伝に「太祖命希尹、撰本國字、備制度。希尹乃依倣漢人楷字、因契丹字制度、合本國語、製女直字。天輔三年（1119）八月字書成、太祖大悅、命頒行之。……其後、熙宗亦製女直字、與希尹所製字俱行用。希尹所撰謂之女直大字、熙宗所撰謂之小字。」とある。

5 『金史』巻四「熙宗」に「天眷元年正月（1138）……頒女直小字。」とある。

て資料があるのでしょうか。

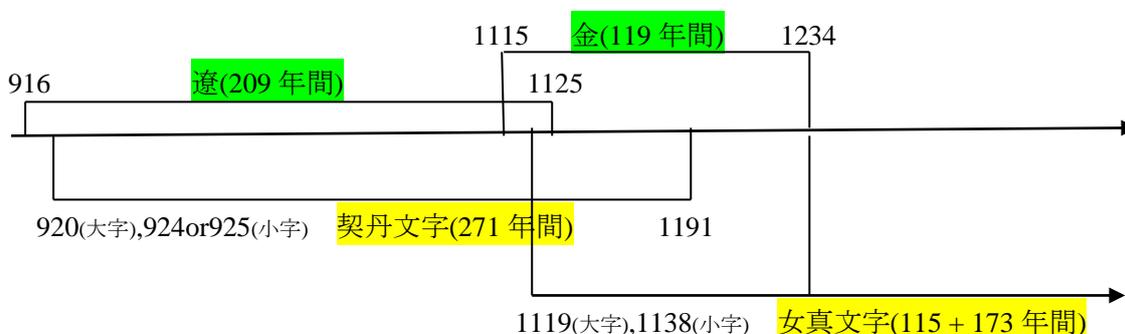
安井教授：現存する資料は一種類とみられています。大字と小字の区別に定説はなく、この点については、別の機会に話し合しましょう。

山村健一：わかりました。とりあえず大字と小字の区別はせず女真文字と呼ぶことにします。

安井教授：佐藤さん、これまでのところをまとめてください。金朝滅亡後も、女真文字・女真語の使用例として、後代の明・永楽5年（1407年）の『華夷訳語』がありますから、金朝滅亡後、少なくとも173年間は女真文字・女真語が使用されたこととなります。その点も加味して表を書いてください。

.....

佐藤久美：はい、こういうことでしょうか。



山村健一：女真文字は、金朝で115年間使用されたけれども、契丹文字の使用期間もけっして短くはなく76年間に及びます。金朝119年間のうち76年間は、ほぼ64%です。

佐藤久美：“意外に”長いあいだ使用されていますね。この状況をみると、金朝の文字は女真文字だ、などと簡単には言えず、契丹文字もあげなければなりません。

山村健一：1119年から1191年の70年あまりの間は、女真文字・女真語と、契丹文字・契丹語が併用されたこととなります。それに漢字・漢語も主要な意思伝達の道具として使用されたはずですから、この70年間は三種が併用されたこととなります。なかなか複雑な様相です。契丹文字については二度も使用を禁ずる命令がだされたほどですから、すぐには止めることができない事情があったのでしょうか。

佐藤久美：契丹文字・契丹語で書くことが女真の中で定着していた、ということでしょうか。金朝に入って、女真文字・女真語という新しい道具を手に入れた。しかし、契丹文字・契丹語という使い慣れた道具はなかなか手放せなかったのでしょうか。

## 《遼朝と金朝の契丹文字資料》

山村健一：その契丹文字の資料ですが、明らかに金朝の資料だとわかるものにはどのようなものがあるのでしょうか。

安井教授：劉鳳翥編著『契丹文字研究類編 第一冊～第四冊』（中華書局、2014年）には、年号のわかる契丹文字の碑文の拓本資料が収められています。

### 遼朝（916—1125）

契丹大字公布	神册5年（920）	
契丹小字公布	天贊3年（924）か天贊4年（925）	
契丹大字 耶律延寧墓誌銘	統和4年（986）	1964年出土
契丹大字 北大王墓誌銘	重熙10年（1041）	1975年発見
契丹小字 耶律宗教墓誌銘	重熙22年（1053）	1991年出土
契丹小字 遼興宗皇帝哀册	清寧元年（1055）	1922年出土
契丹小字 蕭高寧・富留太師墓誌銘	清寧3年（1057）	1950年出土
契丹大字 耶律昌允墓誌銘	清寧8年（1062）	2000年出土
契丹小字 蕭奮勿臧・圖古辭墓誌銘	咸雍4年（1068）	2000年出土
契丹小字 耶律仁先墓誌銘	咸雍8年（1072）	1983年出土
契丹小字 仁懿皇后哀册文	大康2年（1076）	1922年出土
契丹小字 耶律（韓）高十墓誌銘	大康2年以後	1995頃出土
契丹小字 蕭特每・闊哥駙馬第二夫人韓氏墓誌銘	大康4年（1078）	出土時不詳
契丹大字 多羅里本墓誌銘	大康7年（1081）	出土時不詳
契丹小字 耶律兀里本・慈特墓誌銘	大康8年（1082）	1997年出土
契丹小字 耶律永寧郎君墓誌銘	大安4年（1088）	1995年出土
契丹大字 蕭孝忠墓誌銘	大安5年（1089）	1951年出土
契丹大字 蕭袍魯墓誌銘	大安6年（1090）	1965年出土
契丹大字 永寧郡公主墓誌銘	大安8年（1092）	2002年出土
契丹小字 耶律迪烈墓誌銘	大安8年（1092）	出土時不詳
契丹小字 耶律智先墓誌銘	大安10年（1094）	1998年出土
契丹小字 蕭太山和永清公主墓誌銘	壽昌元年（1095）	2003年出土
契丹小字 耶律奴墓誌銘	壽昌5年（1099）	1999年出土
契丹小字 耶律弘用墓誌銘	壽昌6年（1100）	1996年出土
契丹小字 撒懶・室魯太師墓誌銘	壽昌6年（1100）	2000年出土
契丹小字 耶律（韓）迪烈墓誌銘	乾統元年（1101）	1996年出土
契丹小字 道宗皇帝哀册	乾統元年（1101）	1930年出土
契丹小字 宣懿皇后哀册	乾統元年（1101）	1930年出土

契丹小字耶律副部署墓誌銘	乾統 2 年 (1102)	1996 年出土
契丹小字耶律貴安・迪里姑墓誌銘	乾統 2 年 (1102)	出土時不詳
契丹小字許王墓誌	乾統 5 年 (1105)	1975 年出土
契丹小字梁國王墓誌銘	乾統 7 年 (1107)	2001 年出土
契丹大字耶律祺墓誌銘	乾統 8 年 (1108)	1993 年出土
契丹小字澤州刺史墓誌銘殘石	乾統 8 年 (1108)	1994 年出土
契丹小字義和仁壽皇太叔祖哀册文	乾統 10 年 (1110)	1997 年出土
契丹小字宋魏國妃蕭氏墓誌銘	乾統 10 年 (1110)	1997 年出土
契丹大字耶律習湟墓誌銘	天慶 4 年 (1114)	1987 年出土
契丹小字故耶律氏銘石	天慶 5 年 (1115)	1969 年出土

#### 金朝 (1115—1234)

女真大字公布	天輔 3 年 (1119)	
契丹小字大金皇弟都統經略郎君行記	天會 12 年 (1134)	伝世資料
女真小字公布	天眷元年 (1138)	
契丹小字蕭仲恭墓誌銘	天德 2 年 (1150)	1942 年出土
契丹小字金代博州防禦使墓誌銘	大定 10 年 (1170)	1993 年出土
契丹小字蕭居士墓誌銘	大定 15 年 (1175)	2004 年出土
契丹大字李愛郎君墓誌銘	大定 16 年 (1176)	出土時不詳
契丹文字使用禁止の発令	明昌 2 年 (1191)	

佐藤久美：金朝に入ってから契丹文字資料には、契丹大字が 1、契丹小字が 4 あります。解読がすすめば、漢文史料とは質を異にする史料として利用することができますね。

安井教授：今後も墓誌などが出土する可能性はあります。金朝 115 年間のうちの 76 年間にカバーする史料として有用なものとなるでしょう。

#### 《契丹文字・契丹語の変遷》

山村健一：ところで、契丹文字は遼朝より金朝の中期以降までの 270 年余りの間使用されたわけですが、遼の契丹文字・契丹語の文章と、金の建国後の契丹文字・契丹語の文章との間に違いが出てきても不思議ではないと思うのですが、いかがでしょうか。

安井教授：契丹語自体は 270 年余りの間に变化したでしょうが、契丹文字により文章語として固定化された契丹文字・契丹語文は変化しにくいという面はあります。それでも変化するはずですが、解読の途上ですので、詳細が明らかになるのは今後のことです。

ただ、契丹小字・契丹語の文章の中には役職名や人名・地名など漢語からの借用語が多く含まれていて、この部分については比較的に解説がすすんでおり、利用できる状況にあります。

山村健一：漢語の音訳の仕方に、時代による変化をみてとれるかもしれない、ということでしょうか。

安井教授：ええ、漢語の音訳の仕方が、時代を降るにしたがって精密になっていく傾向があるとのこと<sup>6</sup>。わかりやすいものとしては、漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s- という発音の表記の仕方をあげることができます。

山村健一：どういうことでしょうか。

### 《漢語音 ts- ts<sup>h</sup>- s-の表記法》

安井教授：当時、漢語には ts- ts<sup>h</sup>- s- という発音の区別がありました。ところが契丹語には s- という子音はあったけれども ts- や ts<sup>h</sup>- に相当する子音はなかったようです<sup>7</sup>。そのような中で、漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s- を、契丹文字でどのように表記したか、ということが問題になります。結論から言うと、契丹語の s- を表記するための契丹小字 **𐰺** を用いて、漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s- を表記した。それとともに、漢語の ts- を表記する専用字として **𐰺** を作って併用した。これが遼朝の状況です。その後、金朝になって ts<sup>h</sup>- を表記する専用字として **𐰺** を作って併用したということです。あらたに作った **𐰺** ts- と **𐰺** ts<sup>h</sup>- の使い方が、遼朝と金朝では次のように異なるのです。

#### 遼朝

ts-	𐰺 もしくは 𐰺
ts <sup>h</sup> -	𐰺
s-	𐰺

#### 金朝

ts-	𐰺 もしくは 𐰺
ts <sup>h</sup> -	𐰺 もしくは 𐰺
s-	𐰺

<sup>6</sup> 吉池孝一(2003)「漢語の精母系子音を表わす契丹小字について」『KOTONOHA』13: 18-21, (2004)「止撰開口精母系の漢語音を表わす契丹小字について」『KOTONOHA』14: 11-14 参照。

<sup>7</sup> 『遼史』をはじめとして、宋や元で編纂された史籍には、漢字で音写された契丹語がある。孫伯君・聶鴻音著『契丹語研究』（北京：中国社会科学出版社、2008年）は138の契丹語の語彙をあげる。そのうち s- の漢字を含む語彙は21、ts<sup>h</sup>- を含む語彙は2となっている。ts<sup>h</sup>- の二例は“操刺”（勇猛な）の操 ts<sup>h</sup>- と“羅草”（巻き狩りの一種）の草 ts<sup>h</sup>-。s- 漢字は多用されるが、ts- や ts<sup>h</sup>- はほとんど使用されないことより、同書は、契丹語には s- しかなく、操 ts<sup>h</sup>- と草 ts<sup>h</sup>- は s- 表記したものとする。

### 《遼朝における漢語音 ts- ts<sup>h</sup>- s-の表記》

佐藤久美：金朝の用法は漢語音をできるだけ正確に表記しようという努力の現れとして理解できます。それにくらべて、遼朝の用法は少し変わっていますね。𐰉で漢語の摩擦音 s-を表記し、𐰊で破擦音 ts-と ts<sup>h</sup>-を表記してもよかったと思うのですが、そのようにはしなかった。𐰉で s-と ts<sup>h</sup>-を表記し、𐰊をつくって ts-を表記したわけですからね。

山村健一：漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s-を聞いて、有気音 ts<sup>h</sup>-を、s-の仲間として聞き取った。たしかに、摩擦音 s は持続して息を出すので有気音と似ています<sup>8</sup>。おそらく、ts-のほうは異なって聞こえたため、わざわざ専用の文字𐰊を作って表記したということでしょう。𐰉と𐰊を利用して発音を二分するやり方は、契丹語話者のなんらかの発音上の習慣を反映したはずです。

佐藤久美：どうということですか。

山村健一：孫伯君・轟鴻音(2008)によると、契丹語の子音として、p と b、t と d、k と g、ʃ と ʒ の二系列をあげ、前者を無声・有気、後者を有聲・無気とします。問題は、この二系列を区別した重要な音の違いはどこにあったかということです。清音と濁音すなわち無声音と有声音であったか、それとも有気音と無気音であったかという問題です。

佐藤久美：山村君が知りたいのはこういうことですか。契丹語話者が、漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s-について、有気音 ts<sup>h</sup>- s-と無気音 ts-の違いに着目したことからみて、p と b、t と d、k と g、ʃ と ʒ の二系列は有気音と無気音によって区別されていた。有気音と無気音によって区別する発音上の習慣があったため、漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s-を聞いて、有気音の ts<sup>h</sup>- s-と無気音の ts-に分けて𐰉と𐰊という文字を当てたということですね。

山村健一：そのとおりです。もしも、有気音と無気音の区別ではなくて、無声音と有声音の違いにより二系列の子音を区別する習慣があったなら、漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s-はすべて無声音ですから、ts- と ts<sup>h</sup>-の区別は困難となります。そのような話者が、ts- ts<sup>h</sup>- s-を聞いたならば、摩擦音 s-と破擦音 ts- ts<sup>h</sup>-という違いを聞き取り、その聞き取ったところにしたがって文字𐰉と𐰊を割り当てることになるのではないのでしょうか<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> Svantesson, Jan-Olof [et al.](2008) *The phonology of Mongolian*. Oxford University Press.によると次のとおり。ハルハ方言の thath(引く)をチャハル方言で tathとする。これは無声有気音 thの影響(異化作用)で語頭の thが tとなったもの。同様にハルハ方言の thas(脂肪)をチャハル方言で tasとする。これは摩擦音 sの影響で語頭の thが tとなったもの。このような非有気化を引き起こす点において、蒙古語の s は、thなどの有気の破裂音とグループをなす。

<sup>9</sup> 庄垣内正弘(1986)「ウイグル文献に導入された漢語に関する研究」(『内陸アジア言語の研究』Ⅱ：17—156、神戸市外国語大学外国学研究所)は、ウイグル語に訳された『大慈恩寺三蔵法師伝』(五代末から宋初の間)に訳されたと推定)の漢語音の研究である。ウイグ

佐藤久美：そうすると、契丹語の子音は、 $p^h$ と $p$ 、 $t^h$ と $t$ 、 $k^h$ と $k$ 、 $\text{ʃ}^h$ と $\text{ʃ}$ の二系列であり、この系列は有気音と無気音によって区別されていた、ということですね。

山村健一：実際の音声としては、 $p^h$ と $b$ 、 $t^h$ と $d$ 、 $k^h$ と $g$ 、 $\text{ʃ}^h$ と $\text{dʒ}$ でもいいのですが、重要な点は、有気か無気かであり、契丹語話者はそこに着目して音を区別する習慣をもっていたということです。ですから、 $p^h$ と $p\sim b$ 、 $t^h$ と $t\sim d$ 、 $k^h$ と $k\sim g$ 、 $\text{ʃ}^h$ と $\text{ʃ}\sim\text{dʒ}$ としてもいいとおもいますが、 $b$ 、 $d$ 、 $g$ 、 $\text{dʒ}$ という有聲の音声は余分な特徴ということになります<sup>10</sup>。

安井教授：たしかに、 $\text{𐰞}$ で $s$ -と $\text{ts}^h$ -を表記し、新たに $\text{𐰞}$ をつくって $\text{ts}$ -を表記したという事実があります。このような表記上の偏りについて、なぜそのようになっているのか説明が求められます。山村君は、その偏りを、契丹語話者の発音上の習慣に帰して説明し、山村君なりの回答をだしたわけです。

### 《金朝における漢語音 $\text{ts}$ - $\text{ts}^h$ - $s$ -の表記》

佐藤久美：漢語の $\text{ts}$ -  $\text{ts}^h$ -  $s$ -の扱いですが、金朝になると、 $\text{ts}^h$ -を $\text{𐰞}$ で表記するようになります。これは、漢語音をできるだけ正確に表記しようという努力の現れとして理解していいのでしょうか。なぜ王朝の交代とともに表記法が変わったのでしょうか。

$\text{ts}$ -	$\text{𐰞}$ もしくは $\text{𐰞}$
$\text{ts}^h$ -	$\text{𐰞}$ もしくは $\text{𐰞}$
$s$ -	$\text{𐰞}$

安井教授：文字による表記法というのは文化のあり方ですから、政治体制の変化にともない変化してもいいのではないのでしょうか。

山村健一：漢語音の表記法が自然に精密化していったということではなく、遼朝には、漢語音の $s$ -  $\text{ts}^h$ -を $\text{𐰞}$ で、 $\text{ts}$ -を $\text{𐰞}$ で表記するという正書法があり、金朝には、漢語音の $s$ -を $\text{𐰞}$ で、 $\text{ts}^h$ -を $\text{𐰞}$ で、 $\text{ts}$ -を $\text{𐰞}$ で表記するという正書法があったのではないのでしょうか。

安井教授：そうかもしれませんね。もともと、遼朝でも金朝でも、その正書法が徹底されたという形跡はありません。劉鳳翥編著『契丹文字研究類編 第一冊～第四冊』（中華書局、2014年）には、年号のわかる契丹小字の碑文の拓本資料が31種収められており、そのうち金のものは4種あります。遼朝の碑文の少数において、

---

ル語の破裂音には $p$ と $b$ 、 $t$ と $d$ 、 $k$ と $g$ があり無声と有聲の対立であるという。破擦音は無声の $\text{t}$ のみあり、 $\text{dz}$ や $\text{ts}$ や $\text{ts}^h$ はない。摩擦音には $s$ と $z$ があるとす。そこで、漢語音 $\text{ts}$ - $\text{ts}^h$ - $s$ -をどのように表記したか。借用語用の表記としてあるウイグル文字の $t$ プラス $s$  ( $\text{ts}$ )を用いて漢語音 $\text{ts}$ - $\text{ts}^h$ -を表記し、ウイグル文字 $s$ で漢語音 $s$ -を表記したとする。例外も多いが $\text{ts}$ - $\text{ts}^h$ と $s$ -に二分する傾向をみてとれる。

<sup>10</sup> この点について吉池孝一(2018)「契丹語二項対立子音の弁別特徴について」

『KOTONOHA』182: 1-4を参照。

ㄅ s- ts<sup>h</sup>-とㄅ ts-を、重複なくかき分けたものがありますが、ほとんどは、ㄅ s-と併用されます。慎重に記されたはずの皇帝や皇后の哀冊においては、ㄅ s- ts<sup>h</sup>-とㄅ ts-をかき分ける傾向がやや強くでますが、やはりㄅ s-と併用されます。ㄅ s- ts<sup>h</sup>-とㄅ ts-という正書法はあったけれども、それほど遵守されなかったということでしょう。それはㄅ ts<sup>h</sup>-を使用するようになった金朝においても同様です。もともと、徐々にㄅ ts-の使用頻度が高まり、表記が精密化していくという傾向は見て取れます。

山村健一：しかしなぜ金朝になってㄅ ts<sup>h</sup>-が採用され、漢語の ts- ts<sup>h</sup>- s-の表記法がより精密化したのでしょうか。

佐藤久美：金朝に入っすぐに女真文字が公布されたわけですね。そうしますと、女真文字の出現を契機として、契丹文字の使用者が自らの表記に反省を加えた、その結果ではないでしょうか。

安井教授：なるほど、そういうことはあったかもしれません。今回はここまでにしておきましょう。次回は、女真文字・女真語で漢語音 ts- ts<sup>h</sup>- s-がどのように表記されるかという問題をとりあげます。